

労働者派遣・請負を 適正に行うための研修会

派遣労働者の同一労働同一賃金をはじめとする、派遣先が行わなければならない手続きについての研修会です。また、労働者派遣事業と請負とは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、雇用主、派遣先、注文主が負うべき責任が異なります。このため、労働者派遣事業か請負かの区分を明確にする必要がありますのでこの点についても解説します。

日時

令和5年2月2日(木)・3日(金)

各日 第1回 10:00~11:30・第2回 14:00~15:30

定員

各回先着50名

申込

裏面参加申込書を記入の上メールに添付またはTELにてお申込み下さい。
三重労働局HPからもダウンロードできます。
詳しくは下のQRコードからアクセス下さい。

場所

津公共職業安定所2階会議室

津市島崎町327-1

(近鉄・JR津駅より徒歩15分)

※公共交通機関でのご来所をお願いいたします。



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を事業所ごと2名までとさせていただきます。

※検温、アルコール消毒、マスク着用にご協力ください。※中止、開催方法の変更は三重労働局HPにてご案内します。

主催：三重労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室

TEL:059-226-2165 Mail:jukyu-mie@mhlw.go.jp

所在地：三重県津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階

